

令和7事業年度

業務実績に関する説明資料 「評価の要約」



独立行政法人勤労者退職金共済機構

Organization for Workers' Retirement Allowance Mutual Aid

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和8年4月2日現在）

役員	6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員	268名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業320円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 退職金共済事業

1 資産の運用 重 困 (1)制度の特徴及び運用の目的 (2)資産運用の目標 (3)運用の目標達成に向けた取組 (4)スチュワードシップ責任に係る取組 (5)労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	1-1	B	P3
2 一般の中小企業退職金共済事業 (1)加入促進対策の効果的実施 重 (2)サービスの向上 (3)中退共システム再構築 重 困 (4)確実な退職金の支給に向けた取組	1-2	B	P8
3 建設業退職金共済事業 (1)加入促進対策の効果的実施 重 (2)サービスの向上 重 困 (3)確実な退職金の支給に向けた取組	1-3	B	P12
4 清酒製造業退職金共済事業 (1)加入促進対策の効果的実施 重 (2)サービスの向上 (3)確実な退職金の支給に向けた取組	1-4	B	P16
5 林業退職金共済事業 (1)累積欠損金の処理 重 困 (2)加入促進対策の効果的実施 重 (3)サービスの向上 (4)確実な退職金の支給に向けた取組	1-5	B	P19

II 財産形成促進事業

1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	1-6	B	P24
--	-----	---	-----

III 雇用促進融資事業

	1-7	B	P26
--	-----	---	-----

II. 業務運営の効率化に関する事項

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 重 困 5 契約の適正化の推進	2-1	B	P27
---	-----	---	-----

III. 財務内容の改善に関する事項

第3 財務内容の改善に関する事項

	3-1	B	P31
--	-----	---	-----

IV. その他の事項

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの徹底 重 2 人事に関する事項	4-1	B	P32
---	-----	---	-----

第5 予算、収支計画及び資金計画

第6 短期借入金の限度額

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第8 剰余金の使途

第9 積立金の処分に関する事項

	5-1	B	P35
--	-----	---	-----

※ 重 重要度を「高」としている項目 困 困難度を「高」としている項目

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	A	B	—	—	—

困難度	高
重要度	高

I 中期目標の内容 **重 困**

(1) 制度の特徴及び運用の目的

- 機構資産の運用は、制度の特徴に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。

(2) 資産運用の目標

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。

(3) 運用の目標達成に向けた取組

- 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオ、リバランスルール、マネジャー・ストラクチャーの見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。また、必要と判断された施策に遅滞なく着手、実施する。一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。

(4) スチュワードシップ責任に係る取組

- 共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。
その際、「責任ある機関投資家」の諸原則」を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。

(5) 労働政策審議会と資産運用委員会の連携等

- 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。
・資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすため。

【困難度 高】である理由：資産運用委員会に年間を通じて上記(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、

① プルーデント・エキスパート・ルール(注意義務)に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施する必要があるため。

② スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
1資産の運用【重要度 高】【困難度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。 ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。	資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じてP3の(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。	左記評価報告書において、P3の(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けた。	達成	達成	達成		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

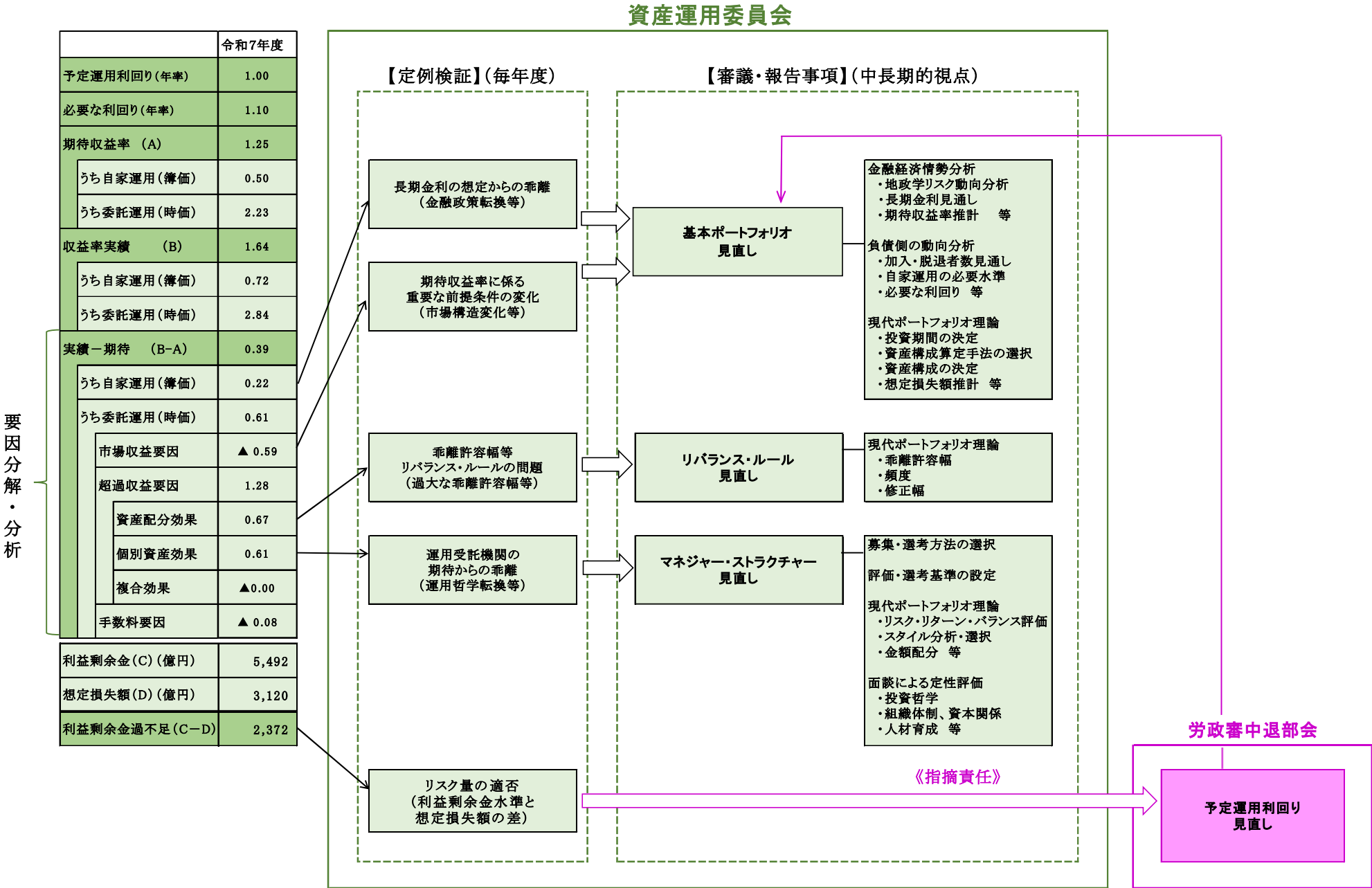
指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。

III 評定の根拠

根 拠	理 由
資産の運用	令和7年度は、基本ポートフォリオの有効性及び変更要否の検証を行い、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共について、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。また、アクティブ運用についてスタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続いて、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。サステナビリティを重視した運用の観点では、活発なスチュワードシップ活動を行いつつ、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れ、令和6年度に続く「責任投資活動報告書」の公表を行った。加えて、「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 これらの活動は、資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に即し、運用の目標を踏まえて適切に実施されているものと評価された。

参考事項1

資産運用プロセス評価のイメージ
(長期投資家としての視点での評価)



参考事項2

委託運用（包括信託）における超過収益率の要因分析

- 委託運用の収益上振れは、超過収益要因によるものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。なお、市場収益要因のマイナス寄与は、主として国内金利上昇に伴う国内債券の価格下落によるものである。
- 資産運用に関する評価報告書において、機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認して、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものとの評価を受けた。

超過収益率の要因分析表

（単位：％）

	令和6年度	令和7年度
期待収益率(A)	1.10	2.23
収益率実績(B)	△2.36	2.84
委託運用の複合ベンチマーク騰落率(C)	△2.31	1.64
実績－期待 (B)－(A)	△3.46	0.61
市場収益要因(C)－(A)	△3.41	① △0.59
超過収益要因(B)－(C)－(D)	0.03	1.28
資産配分効果	0.17	② 0.67
個別資産効果	△0.17	③ 0.61
複合効果	0.03	△ 0.00
手数料要因(D)	△ 0.08	△ 0.08

①市場収益要因は△0.59%となった。主として国内債券の価格下落が、マイナスに作用した。基本ポートフォリオの基本的な前提条件、金融経済情勢に変化があるかについて、令和7年9月の資産運用委員会において検討し、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。

②資産配分効果のプラス寄与は、基本ポートフォリオに対し、資産構成割合が高めになっていた国内株式および外国株式の価格上昇、資産構成割合が低めになっていた国内債券の価格下落がプラスに作用したものである。なお、令和7年8月、11月、令和8年2月、3月にはリバランスルールに基づき、資産間リバランスを実施した。

③個別資産効果もプラスの寄与となった。また、令和6年度から引き続いて、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、国内株式の運用受託機関の選定を行った。さらに、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。なお、運用資産の多様化に向けて、オルタナティブ投資の検討を開始した。

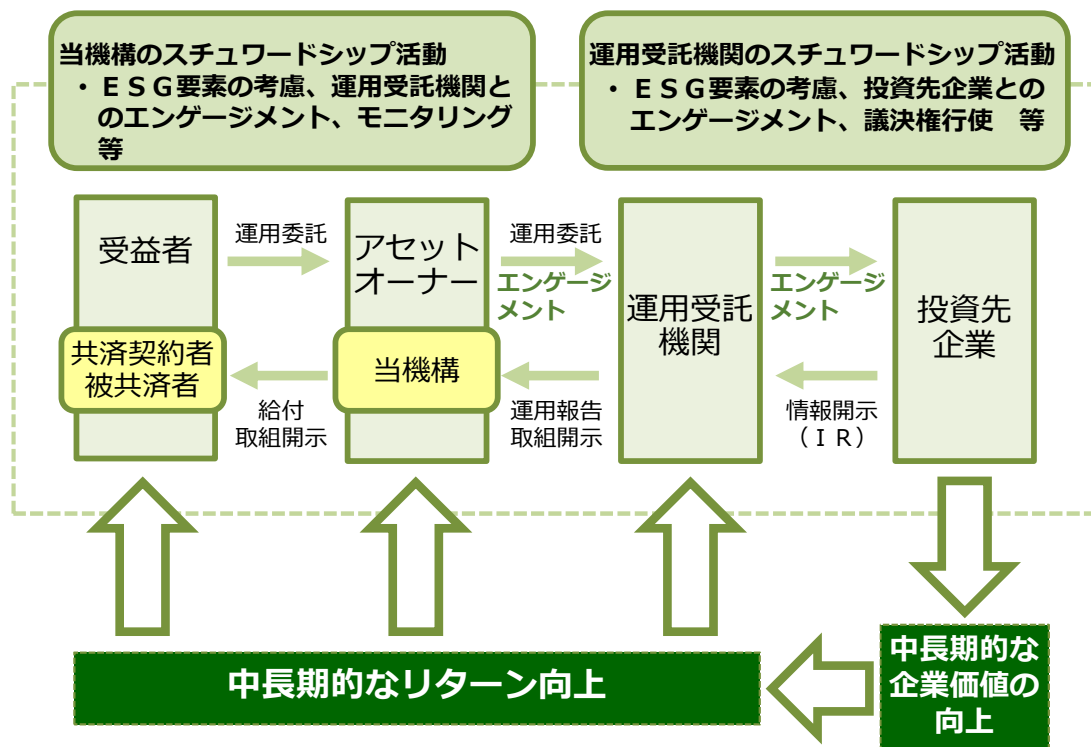
各資産の超過収益率

国内債券	0.11%	外国債券	0.36%
国内株式	5.06%	外国株式	2.64%

※複合ベンチマーク騰落率とは、資産（国内債券・外国債券・国内株式・外国株式）全体のベンチマーク騰落率であり、各資産のベンチマーク騰落率を基本ポートフォリオの構成比で加重平均して算出したもの。

- 当機構は、インベストメント・チェーンを通じ、運用受託機関に対し、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めている。運用受託機関には、スチュワードシップ活動の一環として、投資先企業に対し、企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）等を行うことを求めている。
- 令和7年度は、以前から年次で実施している運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会（14社）や、大手金融機関及びそのグループのトップ（9社）との面談（以下、トップ面談）を実施した。また、責任投資に係る活動について幅広く記載した「令和6年度責任投資活動報告書」や、「日本版スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）」の受入れについて公表した。
- 今後も、公的アセットオーナーかつPRI（責任投資原則）署名機関として、受託者責任の範囲内で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討していく方針。

インベストメント・チェーンを通じたスチュワードシップ活動



令和7年度の活動

- スチュワードシップ活動報告会（令和7年10月：14社）
各運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する、目的・実施体制やエンゲージメントの内容等を確認するとともに意見交換を実施（当機構役員参加率100%）。
- トップ面談（令和7年11月～令和7年12月：9社）
理事長が大手金融機関及びそのグループのトップと建設的な対話を実施。ESG課題への対応や資産運用業の方向性についての問題意識を共有。
- 「令和6年度責任投資活動報告書」を公表（令和7年6月）
- 「日本版スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）」の受入れについて公表（令和7年9月）

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

困難度 高
重要度 高

I 中期目標の内容

(1) 加入促進対策の効果的実施 **重**

- 中退共制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、長期的に持続可能な制度とするため、必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、取組を実施すること。
 - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
 - ・ 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。
 - ・ 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。

【重要度 高】である理由：一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには、被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。

(2) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・ 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。
 - ・ 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。
 - ・ 普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、サービスの向上や加入促進に活用すること。

(3) 中退共システム再構築 **重 困**

- 2026（令和8）年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応を取ること。また、システム再構築と並行して、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。
 - ・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

【重要度 高】である理由：制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であるため。

【困難度 高】である理由：再構築は、基本構造とプログラミング言語を刷新する大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があるため。

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
 - ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。
 - ・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）加入促進対策の効果的実施【重要度高】 ○長期的に持続可能な制度とするため、必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、取組を実施すること。	・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 （令和7年度目標 330,000人以上）	353,206人	107.0%	102.8%	100.2%		
	・ 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。	20.0件	117.6%	110.0%	114.7%		
	・ 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。	説明会24回 747人	100% 249.0%	100% 266.0%	108.3% 127.7%		
（２）サービスの向上 ○契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・ 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		
○加入促進活動に携わる関係者(普及推進員・特別相談員)、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。	・ 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。	1回	100%	100%	100%		
	・ 普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	7回	100%	100%	114.3%		
（３）中退共システム再構築【重要度高】【困難度 高】 ○2026（令和8）年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応をとること。また、システム再構築と並行して、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。	・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。	—	—	—		
（４）確実な退職金の支給に向けた取組 ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。	2.07%	96.6%	98.5%	102.0%		
	・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。	0.65%	76.9%	84.7%	79.4%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

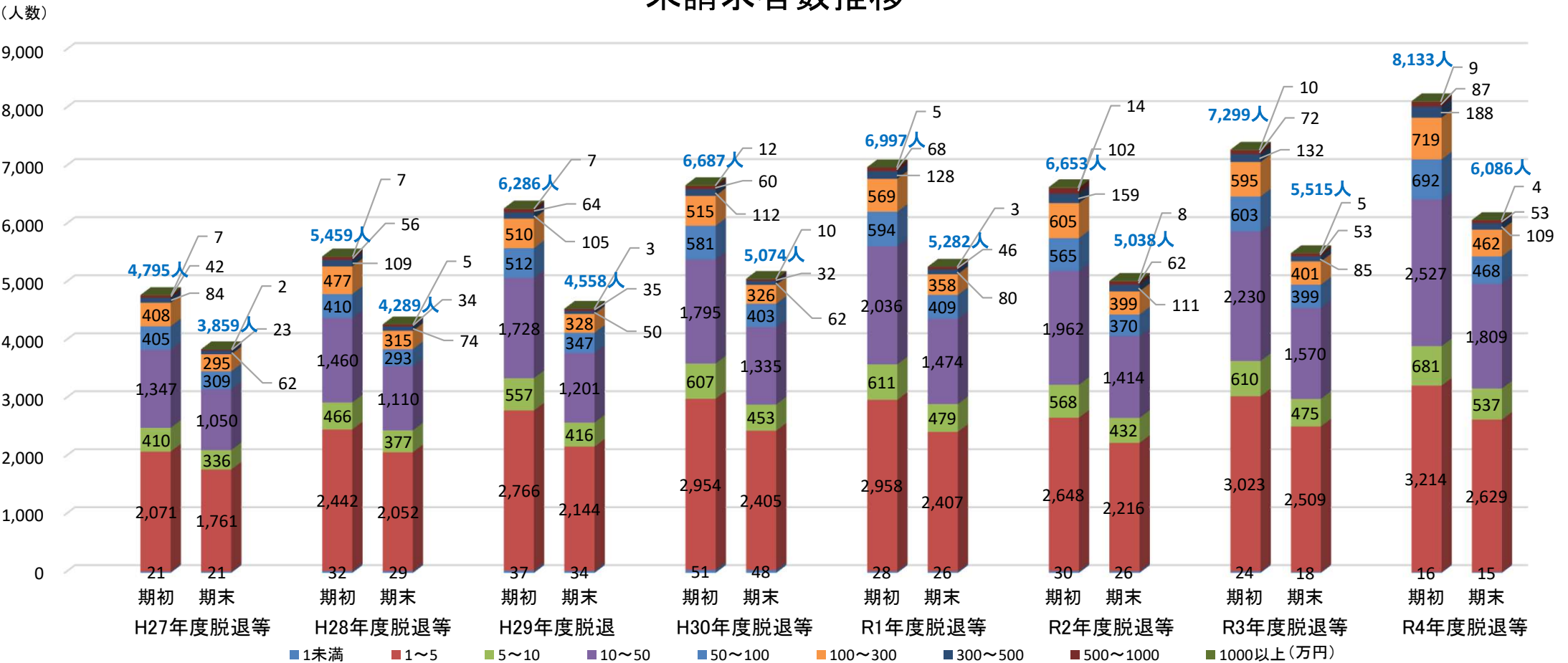
指 標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
説明会参加者数	②令和6年度に引き続き、機構が積極的に関係機関に対してオンライン説明会の案内チラシデータの提供及びチラシの配布を依頼したことでオンライン説明会参加者が大幅に増加した。説明会参加者数の指標については、加入する被共済者数の目標に関連する補助的な目標として第5期中期目標で新たに設けた目標であり、加入促進対策について効果・効率の検証途上であることから、個々の目標ごとに見直すのではなく、その検証も踏まえて、次期中期目標設定時に加入促進対策に係る目標の在り方を検討することが適当であると考え。
未請求退職金額の割合	③今年度対象の未請求者については、今年度期初において100万円以上の高額未請求者の割合が12.3%と第4期中期計画期間の平均（11.1%）と比べ高く、未請求金額の総額における高額未請求者の金額の割合についても68.1%と第4期中期計画期間の平均（66.6%）に比べ高かった。このため年度計画は1回とされているところ、高額未請求者に対する要請を最大計5回実施したものの、0.65%と未達となった。 (P11参考事項4参照)

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
確実な退職金の支給に向けた取組	3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0%以下とすることに関しては、未請求対象者数の状況を踏まえ、未請求者の9割近くを占める低額未請求者に対し年度計画は1回とされているところ、手続き要請を最大計5回実施したことにより2.07%と未達ではあるが直近の5年間の中で最も多い人数に支払うことができた。また、3年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度0.5%以下とすることに関しては0.65%と未達であったが、年度計画は1回とされているところ、高額未請求者に対する要請を最大計5回実施したことにより直近の5年間の中で最も多額の支払を行うことができた。 請求者数 R3: 1,613人 ⇒ R4: 1,715人 ⇒ R5: 1,615人 ⇒ R6: 1,784人 ⇒ R7: 2,047人 退職金支払額 R3:997百万円 ⇒ R4:1,008百万円 ⇒ R5:1,179百万円 ⇒ R6:1,047百万円 ⇒ R7:1,406百万円 (P11参考事項4参照)

参考事項4

未請求者数推移



	30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		第4期中期計画期間の平均		R5年度		R6年度		R7年度	
	27年度脱退等		28年度脱退等		29年度脱退等		30年度脱退等		R1年度脱退等				R2年度脱退等		R3年度脱退等		R4年度脱退等	
	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末	期初	期末
未請求者数	4,795	3,859	5,459	4,289	6,286	4,558	6,687	5,074	6,997	5,282	6,045	4,612	6,653	5,038	7,299	5,515	8,133	6,086
請求者数[期初－期末]	－	936	－	1,170	－	1,728	－	1,613	－	1,715	－	－	－	1,615	－	1,784	－	2,047
未請求金額(百万円)	2,103	1,467	2,414	1,662	2,673	1,643	2,830	1,833	3,020	2,012	2,608	1,723	3,476	2,297	3,232	2,185	3,913	2,507
退職金支払額(百万円)[期初－期末]	－	636	－	752	－	1,030	－	997	－	1,008	－	－	－	1,179	－	1,047	－	1,406
〈高額者〉未請求者数	541	382	649	428	686	416	699	430	770	487	669	429	880	580	809	544	1,003	628
〈高額者〉未請求金額(百万円)	1,396	920	1,671	1,107	1,773	1,019	1,866	1,136	1,983	1,270	1,738	1,090	2,476	1,598	2,130	1,418	2,664	1,623
〈高額者〉未請求者数構成比	11.3	9.9	11.9	10.0	10.9	9.1	10.5	8.5	11.0	9.2	11.1	9.3	13.2	11.5	11.1	9.9	12.3	10.3
〈高額者〉未請求金額構成比	66.38	62.71	69.22	66.61	66.33	62.02	65.94	61.97	65.66	63.12	66.6	63.3	71.2	69.6	65.9	64.9	68.1	64.7

※高額は百万円以上の未請求者

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

困難度 高
重要度 高

I 中期目標の内容

(1) 加入促進対策の効果的実施 **重**

- 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。

【重要度 高】である理由：建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。

(2) サービスの向上 **重 困**

- 電子申請方式について、建設キャリアアップシステム(CCUS)とのデータ連携や、メニューの充実・改善を行い一層の利用促進を図ること。
 - ・ 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。
 - ・ 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。
- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。
 - ・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

【重要度 高】である理由：建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があるため。

【困難度 高】である理由：電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあるため。

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期末更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・ 住所が把握できた全ての長期末更新者へ、未更新期間3年経過時点及びその後一定期間経過時点に、手帳更新、退職金請求等の手続を要請すること。
 - ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少(住所情報把握者については15%以上減少)させること。
- 過去2年間手帳の更新手続がない共済契約者に対し、手帳更新等の手続きの要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイント充当のための周知及び取組を促進すること。
 - ・ 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、手帳更新の要請等を行い、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）加入促進対策の効果的実施【重要度高】 ○建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。 （令和7年度目標 95,000人以上）	93,842人	98.8%	100.5%	106.3%		
（２）サービスの向上【重要度高】【困難度高】 ○電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、メニューの充実・改善を行い一層の利用促進を図ること。	・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。	—	—	—	—		
	・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 （令和7年度目標 12%以上）	9.78% (R8年3月実績)	73.8% (年間) ※P15図表②参照	75.8% (年間)	83.3% (年間)		
○諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		
○加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%		
（３）確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期末更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期末更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・住所が把握できた全ての長期末更新者へ、未更新期間3年経過時点及びその後一定期間経過時点に、手帳更新、退職金請求等の手続を要請すること。	実施済	100%	100%	100%		
	・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—		
○過去2年間手帳の更新手続がない共済契約者に対し、手帳更新等の手続きの要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイント充当のための周知及び取組を促進すること。	・過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、手帳更新の要請等を行い、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を減少させること。	—	—	—	—		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合	②電子ポイント方式による掛金納付が十分に進んでいないことに対し、未導入の企業にヒアリングを行ったところ、「証紙貼付方式に慣れている」、「電子ポイント方式の導入に対しメリットがない」という意見が多かった。そのため、購入した退職金ポイントの2%（最大5%）を還元するキャンペーンを行った（令和7年10月～令和8年3月）。また、10月に電子申請システムの大規模リニューアルを行い、電子納付の利便性をさらに向上した。このような措置を講じたところ、令和8年3月末の掛金納付率は、これまでの最高値である9.78%となった。 今後はキャンペーンの効果検証を踏まえ、新たなキャンペーンの実施を検討するほか、各都道府県での地域説明会、電子化に困難を抱える企業へのアドバイザー派遣などの支援体制を構築し、さらに電子化を加速していく。 今後も様々な施策を講じていくことで利用率の向上が見込めることもあり、現時点で正確な影響度の判断が困難なことから、目標値の変更は見送り、次期中期計画策定時に向けて、データの収集・分析を進め、目標の見直しを検討することが適当であると考え。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
加入促進対策の効果的実施	令和7年度はわずかに目標に達しなかったものの93,842人とほぼ目標とおりの加入を達成できた。また、これまでの取組に加え、新たな取組としては、今年度は広報活動の一環として、ファミリーマートFamilyMartVisionを活用し15秒の制度紹介動画を放映し労働者に向けて広く広報の実施を行った。
サービスの向上	電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日より新システムを稼働させた。 また、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日より「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 ホームページのリニューアルに向けて各課担当で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。
確実な退職金の支給に向けた取組	退職金請求手続きが困難な長期末更新者に対する社会保険労務士による退職金請求手続き代行業務について、千葉県社会保険労務士会と試行的実施に向けて準備した。

参考事項5 電子ポイント方式の普及状況及び普及拡大に向けた取組

(図表①)電子申請方式の利用状況 (令和8年3月末)

共済契約者数(A)	174,121所
電子申請専用サイト ログイン数(B)	49,486件
全共済契約者 におけるログイン率(B/A)	28.4%

退職金ポイント還元キャンペーン
実施期間：令和7年10月～令和8年3月末

電子申請リニューアル及びポイント還元キャンペーン用チラシ



2025年10月
リニューアル!

退職金ポイント
還元キャンペーン
実施中!

2025.10.1～2026.3.31

電子申請で業務を
もっとスムーズに!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共
KEN TAI KYO

電子化で、煩雑な申請や書類管理の
手間を大幅に軽減できます。

オンラインで
業務効率化!

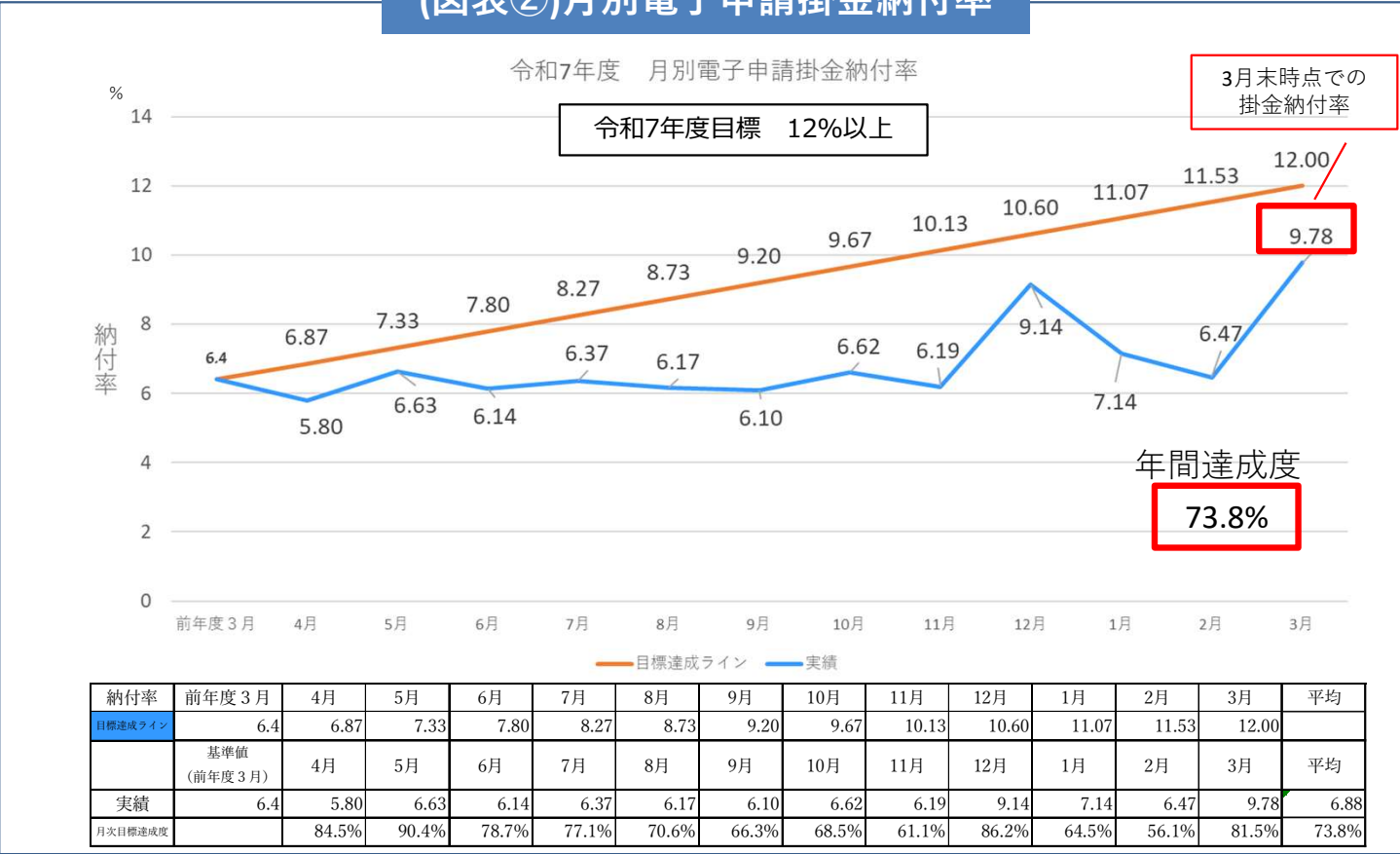
工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!

詳しい情報はこちら ▶ [建退共](https://www.kentai-kyo.jp/) <https://www.kentai-kyo.jp/>

独立行政法人 労働者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8015 東京都豊島区東池田2-34-1 TEL:03-4271-2845

(図表②)月別電子申請掛金納付率



建退共から講師を派遣し、説明会を開催

参加者にノートPCを持参してもらい、模擬環境を使って、電子申請専用サイトの操作説明を行い、運用手順について講義及び実技演習をした。

- 本部開催 25回
出席者数 1,853名
- 支部独自開催 35回
出席者数 875名
- 元請企業、団体開催 6回
出席者数 200名

建退共電子ポイント方式説明会風景(岐阜県)▼



自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

重要度 高

I 中期目標の内容

(1) 加入促進対策の効果的実施 **重**

- 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。

【重要度 高】である理由：清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。

(2) サービスの向上

- 諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。
 - ・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・ 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）加入促進対策の効果的実施【重要度高】 ○清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。 （令和7年度目標 50人以上）	77人	154.0%	130.0%	107.1%		
（２）サービスの向上 ○諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		
○加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%		
（３）確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期末更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期末更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%		
	・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
新規加入被共済者数	③退職者の補充や事業拡大による大口の新規加入があったことにより、加入目標を大きく上回った。 退職者の補充や事業拡大による大口の新規加入は、毎年度は見込まれるものではないため、目標の変更は必要ないと思料される。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	A	B	－	－	－

困難度 高
重要度 高

I 中期目標の内容

重 困

(1) 累積欠損金の処理

- 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。
 - ・中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。

【重要度 高】である理由：累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であるため。
【困難度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要するため。

(2) 加入促進対策の効果的実施 **重**

- 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とすること。

【重要度 高】である理由：林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。

(3) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。
 - ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】【困難度 高】 ○2024（令和6）年度までに開始される 予定の財政検証や特定業種退職金共済制度 のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が 2020（令和2）年11月に策定した「累積 欠損金解消計画」（以下「解消計画」とい う。）の見直しを速やかに行い、見直し後 の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解 消を図ること。	・ 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見 直しを行った場合は見直し後の解消計画）に 定める当該年度の累積欠損金の金額を達成す ること。	剰余金（欠損 金）の水準が 解消計画を上 回った。また、 累積欠損金を 解消した。	達成	達成	達成		
（２）加入促進対策の効果的実施【重要度 高】 ○林業に係る産業や労働需給の動向につい て情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把 握した上で、関係事業主団体との連携強化 により、中期計画に定める効率的かつ効果 的な加入促進対策を講ずること。	・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者 数を6,900人以上とすること。 （令和7年度目標 1,400人以上）	1,362人	97.3%	93.6%	103.3%		
（３）サービスの向上 ○諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、 必要に応じて見直しを行うこと。契約及び 退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査 を実施すること。	・ 退職金請求について、受付日から22業務 日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		
○加入者、関係団体等の意見・要望並びに 各種統計等の情報を整理するとともに、実 態調査等により積極的に情報を収集した上 で、当該情報を分析して対応策を検討し、 林業退職金共済事業の運営に反映させるこ とにより、当該事業の改善を図ること。	・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意 見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分 析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%		
（４）確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期末更新者数の縮減の観点から、新規 加入時及び共済手帳更新時における被共済 者の住所把握を徹底するとともに、長期末 更新者に対する現況調査により、共済手帳 の更新、退職金の請求等の手続をとるよう 要請すること。被共済者の重複加入の確認 を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏 れを防止すること。	・ 長期末更新者のうち住所が把握できた全 ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及 びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の 更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請 すること。	実施済	100%	100%	100%		
	・ 中期目標期間の最終年度までに、長期末 更新者数を、前中期目標期間の終了時の数か ら減少させること。	—	—	—	—		

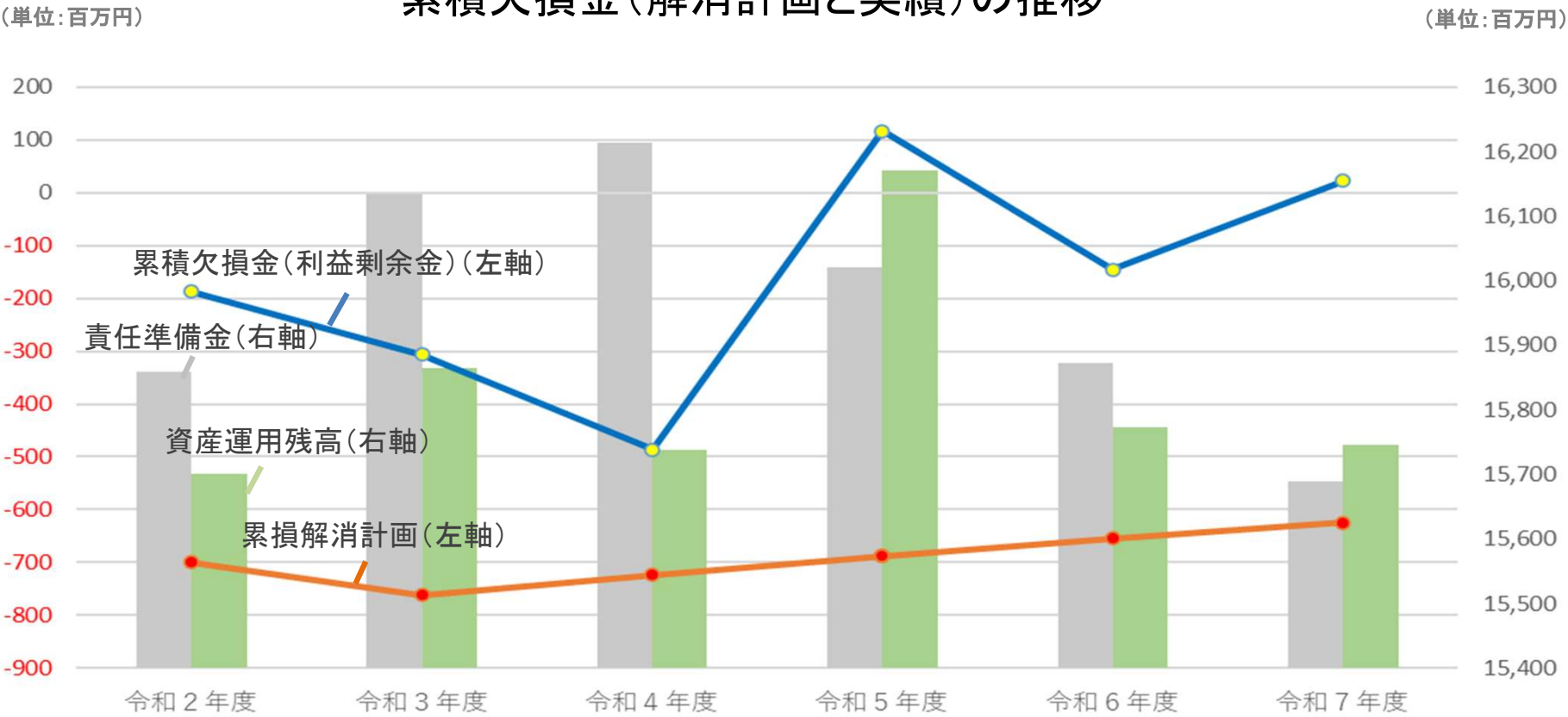
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
累積欠損金の処理	令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。
加入促進対策の効果的実施	令和7年度はわずかに目標に達しなかったものの1,362人とほぼ目標とおりの加入を達成できた。国有林野事業受託事業体等における未加入事業主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所3,261所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行った。さらに林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行うなどの加入促進対策を講じた。

累積欠損金（解消計画と実績）の推移



(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
累積欠損金(利益剰余金)	-187	-306	-486	116	-145	23
累積解消計画	-700	-762	-723	-688	-654	-625
責任準備金	15,859	16,134	16,214	16,021	15,873	15,690
資産運用残高	15,701	15,865	15,738	16,170	15,774	15,746

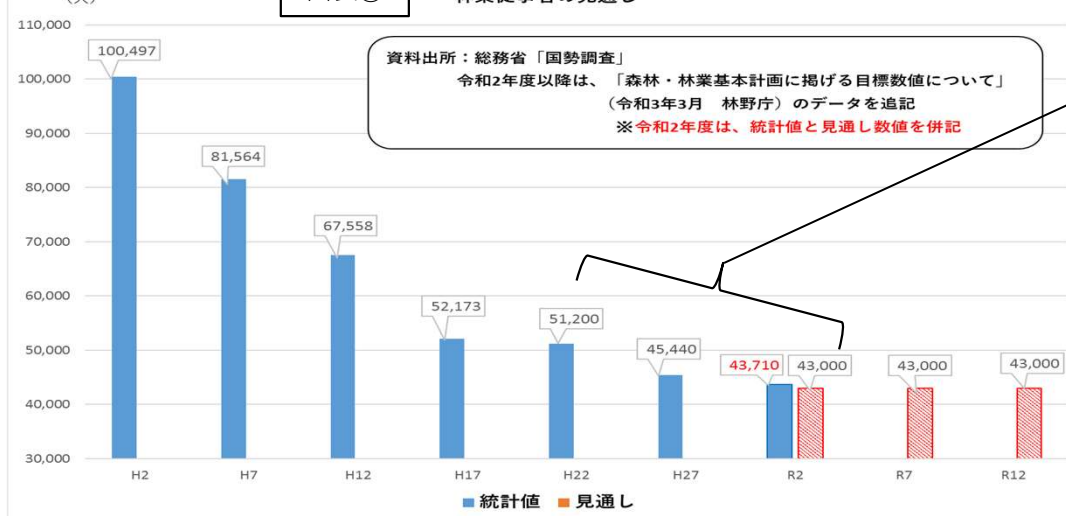
参考事項7

林業従事者数、非正規従業員数等の推移

○林業従事者数は平成2年度約10万人のところ、令和2年度には約4.3万人に半減しており、森林・林業基本計画(R3.3月、林野庁)では、令和2年度以降は4.3万人の横ばいとなっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、年間就業日数209日以下の者の割合も減少が続いている。

図表①

林業従事者の見直し



図表②

林業従事者数の内訳

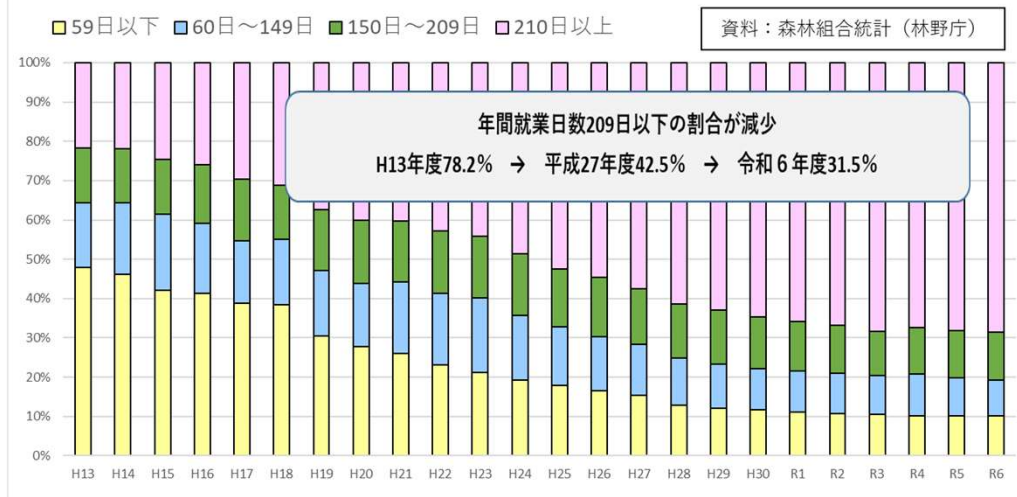
(単位:人)

	平成22年度	平成27年度	令和2年度
林業従事者数	51,200	45,440	43,710
雇用者	38,870	33,430	32,220
正規の職員・従業員	27,590	25,330	25,390
労働者派遣事業所の派遣社員	1,410	630	490
パート・アルバイト・その他	9,860	7,480	6,330
役員	1,500	1,370	2,260
雇人のある業主	2,330	2,300	1,870
雇人のない業主	6,490	6,020	5,530
家族従業者	2,010	2,110	1,430
地位不詳	-	200	410

※「国勢調査」(総務省統計局)の抽出詳細集計より

図表③

林業労働者の年間就業日数



(参考)労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会とりまとめ抜粋(令和7年3月)

「林退共制度について、業界の動向や、共済契約者・被共済者及び財政状況の推移等を踏まえ、制度を安定的に持続させていくための今後の制度のあり方について、必要な検討を行うこと。」

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

I 中期目標の内容

1 融資業務の実施

- 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。
 - ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 関係機関等と連携した利用促進対策

- 財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。
 - ・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。
 - ・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

(2) 特別な支援を必要とする者への対応

- 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

3 財務運営

(1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

(2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
1 融資業務の実施 ○勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。	・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	4.14日	100%	100%	100%		
2 利用促進対策の効果的実施 (1) 関係機関等と連携した利用促進対策 ○財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。 (令和7年度目標 360件以上)	172件	47.8%	71.4%	120.0%		
	・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。	31回	103.3%	116.7%	113.3%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数	③財形持家転貸融資の利用者の減少を踏まえ、関係機関等と連携するなどし、利用促進に取り組んだ。 しかしながら、以下の要因により目標達成率は47.8%にとどまったと考えている。 ・ 住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ・ 住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続していること。 ・ 令和5年度以降の金利上昇局面において、資金調達と貸付金利の設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。 住宅ローンを取り巻く情勢は目標設定時と比べて大きく変化しているが、現在もその変化の途上にあることから現時点で個別目標の見直しを行うのではなく、引き続き情勢の推移を注視しつつ、次期中期計画の策定時において、財形持家転貸融資に係る貸付の在り方について総合的に検討して参りたい。

III 評定の根拠

根 拠	理 由

評価項目No. 1-7 雇用促進融資事業

自己評価 B

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

I 中期目標の内容

○ 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

II 指標の達成状況

目標（指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること）	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。

III 評定の根拠

根 拠	理 由

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

困難度 高
重要度 高

I 中期目標の内容

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から会議の電子化、効率化、職員のテレワークの推進をはじめとした見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

- 中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

- 給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組 **重 困**

- (1) 中退共システム【再掲】
- (2) 建設業退職金共済制度の電子申請方式【再掲】
- (3) 情報システムの整備及び管理
 - デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。
- (4) 手続の電子化
 - 情報システムの整備及び管理を行うPJM O（プロジェクト推進組織）を支援するため、PMO（全体管理組織）の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、オンライン化を進めること。

【重要度 高】である理由：一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であるため。建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があるため。

【困難度 高】である理由：中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があるため。建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあるため。

5 契約の適正化の推進

- 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標（指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること）	指 標	令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2022（令和 4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2022（令和 4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和 4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和 4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	—	—	—	—		
4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】 【困難度 高】 （1）中退共システム【再掲】 ○2026（令和 8）年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応を図ること。また、システム再構築と並行して、2025（令和 7）年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。	・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和 8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。	—	—	—		
（2）建退共の電子申請方式導入【再掲】 ○電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、メニューの充実・改善を行い一層の利用促進を図ること。	・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。	—	—	—	—		
	・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 （令和 7 年度目標 12%以上）	9.78% （R8年3月実績）	73.8% （年間） ※P15図表②参照	75.8% （年間）	83.3% （年間）		

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。
掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合【再掲】	②電子ポイント方式による掛金納付が十分に進んでいないことに対し、未導入の企業にヒアリングを行ったところ、「証紙貼付方式に慣れている」、「電子ポイント方式の導入に対しメリットがない」という意見が多かった。 そのため、購入した退職金ポイントの2%（最大5%）を還元するキャンペーンを行った（令和7年10月～令和8年3月）。また、10月に電子申請システムの大規模リニューアルを行い、電子納付の利便性をさらに向上した。このような措置を講じたところ、令和8年3月末の掛金納付率は、これまでの最高値である9.78%となった。 今後はキャンペーンの効果検証を踏まえ、新たなキャンペーンの実施を検討するほか、各都道府県での地域説明会、電子化に困難を抱える企業へのアドバイザー派遣などの支援体制を構築し、さらに電子化を加速していく。 今後も様々な施策を講じていくことで利用率の向上が見込めることもあり、現時点で正確な影響度の判断が困難なことから、目標値の変更は見送り、次期中期計画策定時に向けて、データの収集・分析を進め、目標の見直しを検討することが適当であると考え。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
業務の電子化に関する取組【再掲】	電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日より新システムを稼働させた。 また、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日より「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 ホームページのリニューアルに向けて各課担当者で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。
契約の適正化の推進	契約の適正化について、機構の「調達等合理化計画」に基づき着実に実施した。契約は原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には競争性及び透明性が十分確保される方法により実施している。特にシステム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。競争性のない随意契約及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等については、調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けた。 十分な公告期間、履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど、一者応札の件数の抑制に努めた。また、業務監査、会計監査人による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。

参考事項8

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の業務の改善、事務処理の簡素化・迅速化を図った。

[主な改善実績]

- ・資産運用部にて、運用機関及び運用戦略の選定・管理を効率的に実施するために令和7年度秋より、マネジャー・エントリー制度を導入し、随時登録（エントリー）を受け付け、応募がない運用機関についての情報も広く調査するとともに、機構の必要に応じて、適時のタイミングで評価・選定を行うことを可能とした。
 - ・令和6年度には中退共にて共済契約者を対象としたアンケート調査をオンライン化し、Webでの回答を可能とした上で、督促の際には紙の回答用紙を送付していたが、令和7年度はWebへの移行を一層推し進め、紙で回答したいという強い要望があった場合のみ印刷して発送することにより、調査者及び回答者の負担軽減及び経費削減を図った。
 - ・建退共にて、千葉県社会保険労務士会の協力のもと、高齢者等の長期末更新者対策として、社会保険労務士による退職金請求手続きに係る事務代行の試行を行うための準備に着手した（令和8年度中に試行予定）。
- 業務の効率的・効果的实施の観点からは、会議資料のペーパーレス化に関し、令和8年3月にシステム整備を完了し、ペーパーレスによる会議を実施した。また職員の仕事と生活の両立等の観点から、令和7年4月1日から機構全体でもテレワークの運用を開始し、在宅勤務に加え、支部監査や説明会等の出張の際にも活用した。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費のうち削減対象経費（削減率）	中期期間目標値： 15%以上
【指標】 業務経費のうち削減対象経費（削減率）	中期期間目標値： 5%以上

[参考]

一般管理費のうち削減対象経費：	令和4年度予算額	(180,607千円)	〔削減率54.2%〕
	令和7年度実績額	(82,785千円)	
業務経費のうち削減対象経費：	令和4年度予算額	(4,130,850千円)	〔削減率 3.0%〕
	令和7年度実績額	(4,006,532千円)	

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	A	B	—	—	—

I 中期目標の内容

第5 財務内容の改善に関する事項

○ 「第3 I 5（1）累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

II 指標の達成状況

目標（指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること）	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
○ 「第3 I 5（1）累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。	・ 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を上回った。また、累積欠損金を解消した。	達成	達成	達成		

III 評定の根拠

根拠	理由

自己評価 **B**

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

重要度 高

I 中期目標の内容

1 ガバナンスの徹底 **重**

(1) 内部統制の徹底

- 通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。
中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。
大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。

(2) 情報セキュリティ対策の推進等

- サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。
- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずること。

(3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

- 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。
特に、令和2年度の特定業種退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定業種退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。
また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。
さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

【重要度 高】である理由：法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であるため。

2 人事に関する事項

- 令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。
- 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			

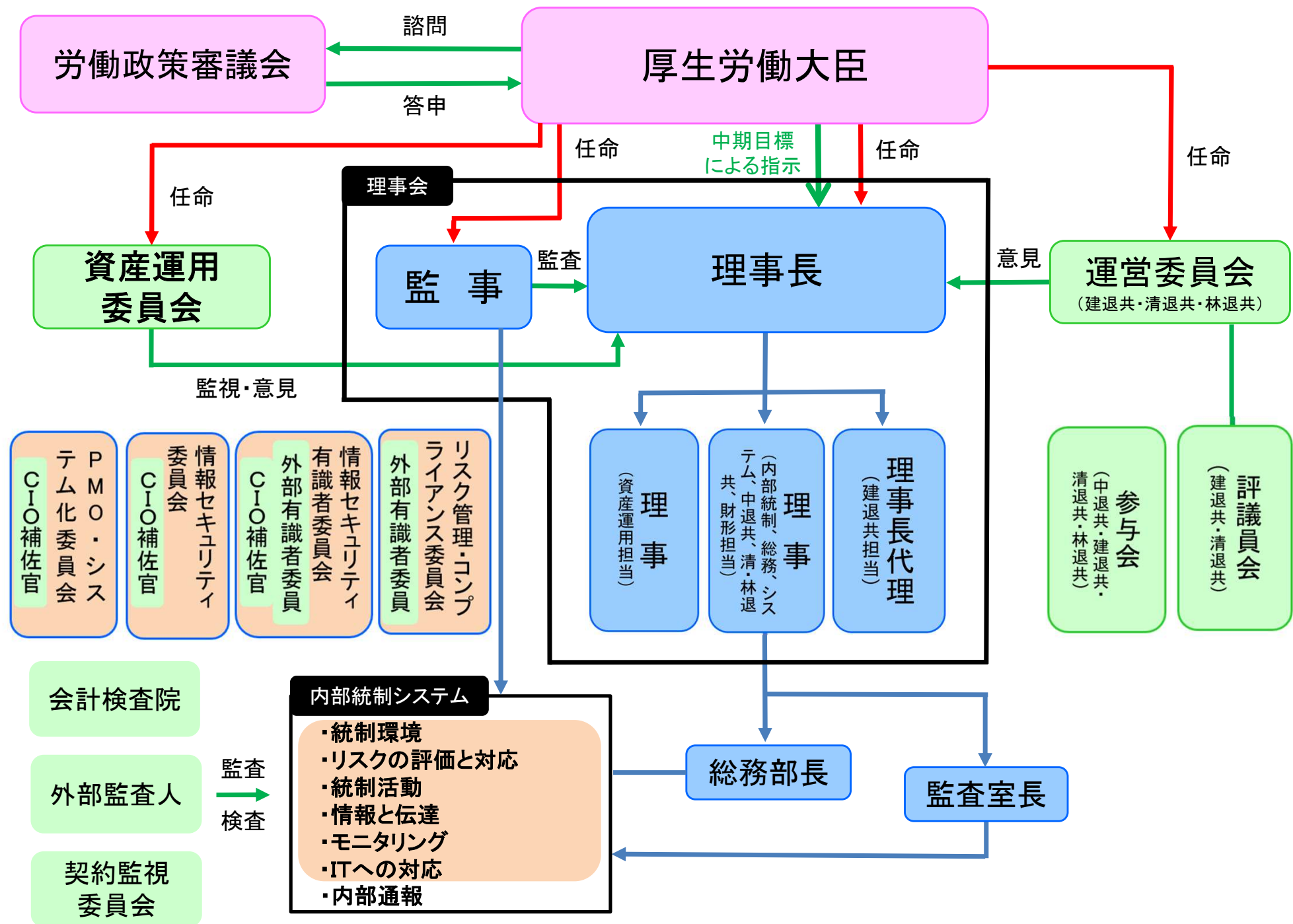
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由

勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制



評価項目 No. 5-1 予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画・剰余金の使途・積立金の処分に関する事項

自己評価 B

過去の主務大臣評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	B	B	—	—	—

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円
- ⑤ 財形融資事業においては 305億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和7年度		令和6年度	令和5年度		
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由